

入 札 説 明 書

(福山市食肉衛生検査所冷暖房設備更新に係る賃貸借契約)

2 0 2 5 年 (令 和 7 年) 7 月

福 山 市 保 健 福 祉 局

保 健 部 生 活 衛 生 課

食 肉 衛 生 検 査 所

福山市食肉衛生検査所冷暖房設備更新に係る賃貸借契約の入札公告（福山市公告第844号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2025年（令和7年）7月17日

2 一般競争入札に付する事項

（1）件名及び数量

ア 件名

福山市食肉衛生検査所冷暖房設備更新に係る賃貸借

イ 数量

冷暖房設備 1式

（2）賃貸借の内容等

別紙、仕様書等による。

（3）契約期間

契約締結日から2030年（令和12年）11月30日まで

（4）賃貸借期間

2025年（令和7年）12月1日から2030年（令和12年）11月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

（5）納入場所

福山市食肉衛生検査所（福山市御幸町大字中津原1685番地1）

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3） この公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- （4） 事故発生時等、緊急な対応が必要な場合に、迅速な対応ができる者であること。
- （5） 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- （6） 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- （7） 福山市の2025年度（令和7年度）～2027年度（令和9年度）の福山市企画財政局財政部資産活用課の「物品の購入等に係る競争入札参加資格」において、リース（種目番号1

7) の登録があること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当していないこと。

(9) 次のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、もしくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

この入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書（様式1号）」に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 申請書受付票（様式2号）

イ 使用印鑑届（様式3号）※実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合のみ提出すること。委任状（様式4-1号）を提出する場合は、不要。

ウ 委任状（様式4-1号）※入札、契約締結等の権限を支店長、営業所長等に委任する場合のみ提出すること。

エ 誓約書（様式5号）

オ 保守体制等に関する調書（様式6号）

(2) 申請期間

2025年（令和7年）7月17日（木）から7月29日（火）までの（ただし、市の休日を除く。）午後1時から午後4時30分までの間、随時受け付ける。

(3) 提出の方法及び申請に関する問い合わせ先

申請書類の提出は、次の場所に持参により提出すること。（※郵便、信書便、ファクシミリ等による受付は行わない。）

〒720-0004

福山市御幸町大字中津原1685番地1

福山市食肉衛生検査所

電話（084）970-0029

※業務の都合上、電話による問い合わせ等は、午後１時から午後４時３０分に限る。

なお、福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>以下同じ。) へ掲載する。

5 入札について

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時

２０２５年（令和７年）８月４日（月）１４時００分

イ 場所

福山市三吉町南二丁目１１番２２号

福山すこやかセンター １階 大会議室

(2) 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前にあっては、辞退届（様式９号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

6 入札書の作成方法

(1) 入札書は（様式８号）によること。

代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、当該代理人が押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(2) 入札金額の訂正は認めない。

(3) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、契約書及び福山市契約規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。なお、仕様書等は福山市ホームページへ掲載する。

(4) 入札書に記載する金額の見積もりに当たっては、機器使用料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、フルメンテナンス費用（オプション・法定点検等含む）、動産総合保険料、その他福山市食肉衛生検査所冷暖房設備更新に必要な費用（電気・水道等光熱水費使用料及び消耗品にかかる費用を除く。）に加え、既設の設備の撤去の際に必要な費用も全て含めた上で算定した金額を記載すること。

(5) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された５年間の予定総額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書（様式8号）により、入札の日時、場所に直接持参提出すること。

また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する直前に開札時の委任状（様式4－2号）を提出すること。

- (2) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

8 開札について

- (1) 開札の日時及び場所

入札後、直ちに同所で行う。

- (2) 開札は、入札参加資格者が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

- (3) 入札室には、入札参加資格者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(2)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

- (4) 入札参加資格者は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

- (5) 入札参加資格者は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は、これを提示しなければならない。

- (6) 入札参加資格者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室することはできない。

- (7) 入札室において、次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

9 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効の入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。

- (2) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

- (3) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。

- (4) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。

- (5) 入札書に記名押印がなかったとき。

- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

- (7) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。

- (8) 金額を訂正した入札をしたとき。

- (9) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

- (10) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。

- (12) 上記アからサまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をし

たとき。

(13) 入札参加申請書類について虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(14) 入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

10 入札参加資格の審査時期及び落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査については、入札実施後に、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込を行った者について審査を行い、落札決定を行う。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者の入札が、当該審査により無効とされた場合は、次順位者以降について入札参加資格審査を行い、落札決定を行う。
- (3) 開札の結果、同価の入札をした者が2者以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせるものとする。
- (4) 当該入札者がいない場合、若しくはくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
※ただし、再度の入札をする場合において、その入札が1であるときは、無効とする。
- (7) 最低制限価格は、設定しない。

11 契約書の作成

- (1) 契約書には、入札書に記載された機器賃借料の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を記載する。
- (2) 一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

12 契約条項

契約書のとおり

13 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 入札保証金及び契約保証金

免除（規則第25条第1項第2号及び規則第6条第1項第5号による）

15 入札違約金

落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は入札書に記載された5年間の予定総額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めなければならない。

16 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加資格者又は契約の相手方の負担とする。

17 質疑について

- (1) 本件に関して質疑がある場合は、原則として質問書（様式7号）により、福山市食肉衛生検査所へ電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「福山市食肉衛生検査所冷暖房設備賃貸借契約に関する質問」とすること。
(提出先メールアドレス：shokuniku-eisei-kensa@city.fukuyama.hiroshima.jp)
なお、様式等は福山市ホームページへ掲載する。
- (2) (1) の受付は、2025年（令和7年）7月24日（木）の16時までとする。
- (3) 質疑に対する回答は、2025年（令和7年）7月17日（木）から7月29日（火）までの間、適宜行う。（※回答方法は、適宜福山市ホームページへ掲載する。）

18 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒720-0004

福山市御幸町大字中津原1685番地1

福山市保健福祉局保健部生活衛生課食肉衛生検査所

電話（084）970-0029

19 その他

- (1) 本契約は、2025年度（令和7年度）から2030年度（令和12年度）までの間に予算の範囲内で、提供を受けるものである。2026年度（令和8年度）以降の本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、福山市は本契約を解除することができるものとする。
- (2) この文書における元号の表示は、新元号に移行した後は、新元号による応当年の表示に読み替えることとする。